

令和8年度群馬県重点医師偏在対策支援区域における

診療所の承継・開業支援事業の概要（案）

群馬県（一部地域を除く）において、県外の医療機関等に勤務する医師が、診療所の承継や新規開業を行うにあたって、発生する経費の一部を補助します。

なお、本事業の内容は、現時点で予定しているもので、今後変更の可能性あります。

1. 対象事業

（1）施設整備事業：

診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費

ア 診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）

イ 診療部門と一体となった医師住宅

ウ 診療部門と一体となった看護師住宅

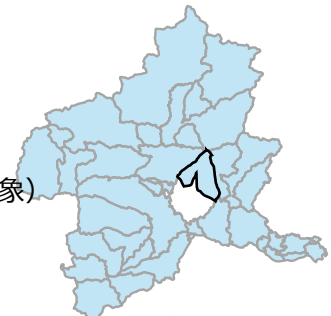
（2）地域への定着支援事業：診療所の運営に必要な次に掲げる経費

職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費、備品費（単価 50 万円未満に限る。）、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、委託費

2. 対象区域（群馬県の点医師偏在対策支援区域）

群馬県全域（平成の市町村合併前の前橋市を除く）

右図の青地域が対象（前橋市は大胡、宮城、粕川、富士見地域のみ対象）



3. 補助要件

次の要件をすべて満たす医療機関について、管轄する地域保健医療対策協議会から県が意見聴取した上で、県地域医療対策協議会及び県保険者協議会にて合意を得た医療機関を補助対象とします。

① 県外医療機関等に勤務する医師が、県内で診療所の承継・新規開業を行うこと

（ただし、県外の医療機関等に勤務していた者が、県内で診療所を承継・開業することが決まった後に、あらかじめ県内の医療状況を把握するため、県内医療機関に一定期間勤務した後に、県内で開業する場合を含む）

② 近隣に代替医療機関が少ないこと

・おおむね半径 2 km に代替医療機関が少ないこと。

・近隣に医療機関があっても、「標榜診療科が異なる」「診察日が少ない」などの場合は、代替医療機関とはみなしません（対象として選定可）。面積当たりの医療機関数等を踏まえ、各地域の実情に応じて個別に判断します。

③ 地域医療へ貢献する意思があること（例：学校医や当番医など）

④ 保険医療機関であること（例：美容外科の開業は対象外）

⑤ 国補助制度上認められた日以降に、承継・開業を行っていること・行う予定であること

⑥ 承継の場合は、名義変更ではなく、実質的な管理者の承継が行われていること

4. 補助額

(1) 施設整備事業

施設整備内容・構造により、下表基準額の 1/2 を上限に実際にかかった費用の 1/2 を補助

施設整備事業 (基準単価)×(基準面積)=基準額			構造 (基準単価)		
			鉄筋コンクリート造 (558千円)	ブロック造 (444千円)	木造 (362千円)
部門(基準面積)	診療部門	無床診療所 (160㎡)	89,280千円	71,040千円	57,920千円
		5床以下の有床診療所 (240㎡)	133,920千円	106,560千円	86,880千円
		5床超の有床診療所 (760㎡)	424,080千円	337,440千円	275,120千円
		診療部門と一体となった 医師、看護師住宅 (80㎡)	44,640千円	35,520千円	28,960千円

備考

- ・令和8年度事業については、県からの内示後に着手し、令和9年3月31日までに事業（検査）が完了するものが対象となります。
- ・承継・開業の対象時期は、令和7年11月1日以降に承継・新規開業した事業者となります。

(2) 地域への定着支援事業

年間診療日数により、下表金額の 2/3 を上限に実際にかかった費用の 2/3 を補助

地域への定着支援事業		基準額
年間 診療 日数	1～129日	6,200千円 + (71千円×実診療日)
	130～259日	6,200千円 + (77千円×実診療日)
	260日以上	6,200千円 + (87千円×実診療日)
訪問看護による加算額		25千円×訪問看護日数

備考

- ・承継・開業の対象時期は、令和6年12月17日以降に承継・新規開業した事業者となります。
- ・本事業は、令和8年4月1日以降の費用について補助します。

6. その他

- ・今回の活用意向調査を踏まえて、地域医療対策協議会等で支援対象とする診療所を決定し、国において予算の範囲内で補助を行うため、実施計画書を提出した場合でも、必ずしも補助対象となるとは限りません。
- ・本資料及び提出書類様式（事業計画書）は以下 URL 又は QR コードから県 HP にてダウンロードをお願いします。交付要綱等についても、後日県 HP に掲載します。

県 HP URL : <https://www.pref.gunma.jp/page/769950.html>



事務担当	医務課医師確保対策室
〒371-8570	前橋市大手町一丁目1番1号
電 話	027-226-2540
電子メール	imuka@pref.gunma.lg.jp